

燕市・弥彦村水道事業統合協議会の協議事項

燕市・弥彦村水道事業統合協議会は、燕市・弥彦村水道事業統合協議会規約第2条の規定に基づき、燕市と弥彦村の水道事業の統合に向けて、次に掲げる事項について協議する。

1 水道事業広域化基本計画の策定

燕市と弥彦村の浄水場施設再構築整備方針を主とした水道事業広域化基本計画の策定について協議する。

なお、本計画の策定方針は、別紙「水道事業広域化基本計画の策定方針」のとおりとする。

2 経営の主体

水道事業を経営（共同処理）する主体は、燕市と弥彦村が組織する一部事務組合となるが、新たな一部事務組合（企業団の設立）が経営するか、既存の一部事務組合である燕・弥彦総合事務組合（共同処理事務の変更）が経営するかについて協議する。

3 統合の時期

新たな経営の主体が水道事業を開始する時期について協議する。

4 経費の負担

水道事業広域化基本計画に基づく浄水場施設再構築事業費及び水道事業統合協議に係る経費について、両市村の負担を協議する。

5 水道料金

水道料金について、料金統一を含め協議する。